

# 【車両系木材伐出機械等運転業務従事者に対する安全衛生特別教育】に係る 講師養成研修開催のお知らせ

労働安全衛生法には、事業主が労働者を危険な業務に就かせるときは、当該業務に関する安全衛生に関する特別教育を行わなければならないと規定され、車両系木材伐出機械等の運転業務はこの対象になっています。

林業機械化協会は平成25年と26年に当該研修を実施し、研修修了者の皆様には車両系木材伐出機械等の特別教育の講師として活動してきて頂いているところですが、近年、林業生産の活発化に伴う運転従事者の必要性が高まる中、各地で講師不足が顕在化してきています。

この状況に対処し、林業現場の一層の安全確保を目的として、標記の研修を実施することとしました。

貴団体会員、貴社等の職員・社員で車両系木材伐出機械等の特別教育の講師として今後活躍が見込まれる方々に、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

また、本研修は、現在講師として活動されている方々にとっても、災害や機械に係る新しい知識の確認・習得等、今後の活動に有意義なものですので、受講することをお勧めいたします。

## 1 受講者の要件

特別教育の科目に知識及び経験を有する以下の①から③のいずれかに該当する者であって、今後、講師として活動する意欲のある者

- ① 伐木等機械、走行集材機械、簡易架線集材装置等の3区分のうちの1以上の車両系木材伐出機械等の実技経験を3年以上有する者
- ② 林業機械の開発・研究、普及・教育などの業務経験を3年以上有する者
- ③ 林業機械化協会等が実施した講師養成研修の修了者

2 開催日時 令和6年7月29日(月) 9:30~17:30

3 場 所 木材会館大ホール (東京都江東区 新木場)

4 募集人数 150名(先約順に受付)  
※ 最低実施人数は50名。受講希望者が定員を超える場合は追加の開催を検討

5 受講料 37,400円/1人  
(テキスト代、修了証、消費税含む)

6 研修講師 林野庁担当官、機械メーカー等の技術者ほか

<<裏面につづく>>

## 7 カリキュラム

- ① 森林・林業の動向と林業労働災害の発生状況（1時間）
- ② 簡易架線集材装置等の運転の業務に必要な知識（2時間）
- ③ 走行集材機械の運転の業務に必要な知識（2時間）
- ④ 伐木等機械の運転の業務に必要な知識（2時間）

## 8 テキスト

車両系木材伐出機械等運転者教本ほか

## 9 修了証

当協会長名で発行する修了証と修了証明カードを交付します。  
なお、既発行の方には新しい番号を付与して発行します。

## 10 申込み方法等

申し込み用紙に必要事項を記入の上、下の連絡先へ6月28日(金)までにEメール（件名：【受講申し込み】（会社名等）、本文：受講希望など、添付：申込用紙）で申し込みください。折り返し、講習のご案内などのメールを返信します。

- ※ 申込用紙は協会HPからダウンロードください。
- ※ 定員に達し次第締切となりますので、お早めの申込みをお願いいたします。



### 連絡先

一般社団法人林業機械化協会 担当：石井、寺澤  
E-mail：[koushiyousei@rinkikyo.or.jp](mailto:koushiyousei@rinkikyo.or.jp)  
住所：〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12  
電話：03-5840-6217  
FAX：03-3840-6218